

新 旧

条例名 静岡県河川管理条例(平成 14 年静岡県条例第 66 号)

改 正 前

別表第 3 (第 4 条関係)

区分		算定単位	金額		
			市の区域	町の区域	
工作物の 設置を伴 うもの	広告板 (掲示板を含む。)	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>690円</u>	<u>310円</u>	
	電柱	1 本につき 1 年	840円	840円	
	鉄塔	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,500円	1,500円	
	管線類	外径が 50 センチメートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	<u>150円</u>	<u>110円</u>
		外径が 50 センチメートル以上のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	<u>390円</u>	<u>290円</u>
	漁業用施設	小割式魚類養殖施設	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>9円</u>	<u>9円</u>
		かき、のり等養殖施設	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>9円</u>	<u>9円</u>
		やな漁業施設	1 か所につき 1 年	4,500円	4,500円
		その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>90円</u>	<u>90円</u>
		船舶に係留し又は保管する施設	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>300円</u>	<u>300円</u>
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>300円</u>	<u>170円</u>	
工作物の 設置を伴 わないもの	農地 (樹園地を除く。) 又は採草地	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>9円</u>	<u>9円</u>	
	茶、果樹等の樹園地	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	20円	20円	
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>160円</u>	<u>90円</u>	

(注)

- 1 電柱については、支柱及び支線は 1 本、H 柱は 2 本とみなす。
- 2 表示面積、占用面積若しくは占用物件の長さが 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満の端数があるときは、1 平方メートル又は 1 メートルとして計算する。
- 3 占用の期間が 1 年未満であるとき、又はその期間に 1 年未満の端数があるときは、月割計算とする。この場合において、1 月未満の端数があるときは、1 月として計算する。
- 4 1 件の占用料の額に 100 円未満の端数があるときは、100 円に切り上げる。

対 照 表

改 正 後

別表第3（第4条関係）

区分		算定単位	金額		
			市の区域	町の区域	
工作物の設置を伴うもの	広告板（掲示板を含む。）	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>770円</u>	<u>340円</u>	
	電柱	1本につき1年	840円	840円	
	鉄塔	占用面積1平方メートルにつき1年	1,500円	1,500円	
	管線類	外径が50センチメートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>160円</u>	<u>120円</u>
		外径が50センチメートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>430円</u>	<u>320円</u>
	漁業用施設	小割式魚類養殖施設	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>10円</u>	<u>10円</u>
		かき、のり等養殖施設	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>10円</u>	<u>10円</u>
		やな漁業施設	1か所につき1年	<u>5,000円</u>	<u>5,000円</u>
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>100円</u>	<u>100円</u>
		船舶に係留し又は保管する施設	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>330円</u>	<u>330円</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>330円</u>	<u>190円</u>	
工作物の設置を伴わないもの	農地（樹園地を除く。）又は採草地	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>10円</u>	<u>10円</u>	
	茶、果樹等の樹園地	占用面積1平方メートルにつき1年	20円	20円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>170円</u>	<u>100円</u>	

(注)

- 1 電柱については、支柱及び支線は1本、H柱は2本とみなす。
- 2 表示面積、占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 3 占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割計算とする。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 4 1件の占用料の額に100円未満の端数があるときは、100円に切り上げる。